

野木町自治基本条例の策定状況についてお知らせします

野木町では、町民会議であるまちづくり推進会議の他、庁内策定体制である自治基本条例策定委員会、若手町職員からなる検討部会を立ち上げ、平成26年度より自治基本条例の制定に向け検討を行ってまいりました。当初の予定では、平成27年度中の制定を目指しておりましたが、町民の皆様より広くご意見をいただくことが必要であるため、制定を一年先延ばすことといたしました。平成28年度には町民説明会やパブリックコメントを実施し、より皆様のご意見が反映された条例にしてまいります。

現在の策定状況として、まちづくり推進会議での意見内容及び自治基本条例策定委員会等での検討結果を広報のぎ4月号と5月号の2回に分けて報告します。今月号では、まちづくり推進会議での意見を中心に報告します。

【まちづくり推進会議のメンバーは？】

町議会議員、学識経験者、各種団体代表者、公募町民からなる18名で構成しています。

【自治基本条例とは？】

まちづくりの基本的なルールを定めたもので、一般的には、まちづくりの基本理念や基本原則、町民、議会、行政の役割や責務を規定しています。野木町では、町民主体のまちづくりを支えるものとして位置づけており、協働と自主自律のまちづくりを実現することを目的としています。



問 総合政策部政策課 57 4101

野木町自治基本条例 構成（項目）案

まちづくり推進会議での検討の結果、以下の項目について条例に盛り込むことが提案されました。緑色の項目については、次ページにまちづくり推進会議での意見を掲載します。

前文			
第1章 総則	○目的と位置づけ ○基本理念	○定義（町民・議会・町・参画・協働） ○基本原則	
第2章 町民	○町民の権利 ○子どもの参画	○町民の責務 ○コミュニティ	○事業者の権利と責務
第3章 議会	○議会の役割と責務		
第4章 町	○町長の責務	○職員の責務	
第5章 情報の共有	○情報共有と活用	○個人情報の保護	
第6章 町政への参画	○意見公募手続き	○住民投票	
第7章 自治運営	○総合計画 ○行政手続	○行政評価 ○説明責任	○財政・財務 ○危機管理
第8章 条例の見直し	○条例の見直し		

◇各項目における意見等

章	項目	まちづくり推進会議での主な意見
第1章 総則	○目的と位置づけ	・野木町のスケールを考えるとシンプルな位置づけがよい。細かな対応がしづらい条例では困るのではないか。 ・町民や町民活動の意義を示すものとする必要がある。 ・条例はまちづくりの中心、基本となるイメージである。 ・位置づけは、第8章の条例の見直しの部分でも明記したらどうか。
	○定義(町民・参画・協働)	・町民は、町内において住んでいる、働いている、学んでいる人であり、組織・団体を網羅した方がよい。また事業所や事務所を有する法人を含めてはどうか。 ・参画は、町民が自発的、積極的に町の立案段階から関わることであるが、どういった機会が町民に与えられるか等、大まかに表現しても良いのではないか。 ・協働は、主語を町民、議会及び町長等とした方がよい。その上で、それぞれが協力することを定義する必要がある。
	○基本理念	・自治の基本的な考えを示すとともに、まちづくり全体の基本理念とする必要がある。 ・第7次総合計画において位置づけられたまちづくりの理念(人間性の尊重・自然との共生・町民との協働・地域力の育成)に加え、自主・自律、情報の共有といった項目を入れてはどうか。 ・まちづくりの理念の「町民との協働」について、協働という言葉は多様な主体が関わり合うことが含まれているため、「町民との」をつけなくても良い。
	○基本原則	・基本理念の手段や進め方として、協働・参画・情報共有の原則といった基本原則を定める必要がある。
第2章 町民	○町民の権利	・尊重され安全安心に暮らす、知る、公共サービスを受ける、参画し提案する等の権利が考えられる。
	○町民の責務	・自らの発言や行動に責任を持つ、地域の発展に貢献する、行事に参加する、助けあう等の責務が考えられる。
	○子どもの参画	・まちづくりに参画する機会は、地域や学校における環境活動、地域資源の伝承活動やイベントなどがある。また、計画に関する意見徴収など、町政への参画機会も増えつつあるが、時間的制約や活動場所等の問題があるといえる。 ・目的がわかりやすく、参画しやすい機会を与え、意見を尊重していく必要がある。
	○コミュニティ	・地域づくりを活性化させるための担い手づくりに努める必要がある。
情報 の共有 第5章	○情報共有と活用	・世代に応じて情報の入手方法が異なるため、町はターゲット別に情報を発信するなど工夫する必要がある。また、情報の提供についてチェックする必要があるのではないか。 ・町民はたくさんの情報の中から必要な情報を選択するよう努める必要がある。 ・地域の情報を町と町民で共有するとともに、地域課題の解決に活用することが望ましい。
町政 への参画 第6章	○住民投票	・住民投票制度が必要な機会として、町を揺るがす事案の発生、大規模施設の建設、大きな都市計画等が考えられる。 ・投票権者は、基本的に有権者を対象とするが、内容によっては中学生を含めるなど年齢を拡大することも検討しなければならない。 ・実施にあたり、適切な方法が選択できるよう案件ごとに条例を定めたらどうか。 ・投票結果については、町民の意思として尊重することが望ましい。

■広報のぎ5月号では、まちづくり推進会議での素案にもとづき、庁内委員会において検討を重ねた結果を報告します。